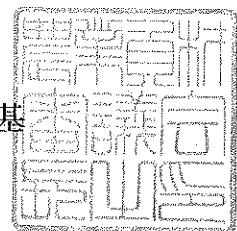


29資審第32号

平成30年2月5日

農林水産大臣 齋藤 健 殿

農業資材審議会長 山本 廣基



飼料の公定規格の一部改正に関する諮問について（答申）

平成30年2月5日付け29消安第5171号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第26条第1項の規定に基づき定められた公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）の備考の3の別表第1から第3に、別紙に掲げる飼料の原料のアミノ酸の成分量、非フィチン態りんの成分量、可消化養分総量、代謝エネルギー等を定めることは適當と認める。

別紙

告示改正(案)

・酵素分解物脱皮大豆かすの公定規格備考の3の別表第1及び第2への追加並びにとうもろこしへジスチラーズグレインソリュブル、食品副産物及び天かす粉末の公定規格備考の3の別表第3への追加

別表第1 アミノ酸（原物中）

原料名	DM (%)	トレオニン (%)	メチオニン (%)	シスチン (%)	リジン (%)	備考
酵素分解物脱皮大豆かす	93.0	2.21	0.75	0.77	3.15	脱皮大豆かすを炭水化物分解酵素で処理したもの。

別表第2 非フィチン態りん（原物中）

原料名	DM (%)	非フィチン態りん (%)	備考
酵素分解物脱皮大豆かす	93.0	0.6	脱皮大豆かすを炭水化物分解酵素で処理したもの。

別表第3 (可消化養分総量及び代謝エネルギー)

原 料 名	畜 種	栄養価(原物中)			消化率				代 謾 率	備 考
		DM (%)	TDN (%)	ME (Kcal/kg)	粗白たん質	粗脂肪	可溶性無機物	粗纖維		
とうもろこしへジスチラーズグレインソリュブル	鶏	88.6	—	2,580	—	—	—	—	57.5	粉碎粒度を細かくすることで熱をかけずに糖化したとうもろこしから、燃料用アルコールを製造する際に生じる副産物であって、リングドライヤーで乾燥したもの。また、粗脂肪含量がおおむね5%のもの。栄養価は、暫定的に定めたものである。
	豚	88.6	74.3	—	87	86	82	60	—	
	牛	88.6	78.4	—	91	84	88	68	—	
5. その他										
食品副産物	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—	食品副産物を蒸気間接型乾燥装置で乾燥処理した後、最終的に水分を7%程度としたものであり、CPがおおむね18%、粗脂肪含量が15%以下のものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。
	豚	92.7	83.3	—	62	92	84	46	—	
	牛	—	—	—	—	—	—	—	—	
(略)										
天かす粉末	鶏	96.6	—	5,270	—	—	—	—	90.3	外食店舗から回収した天かす(厨房残さ)を圧搾処理により粉末化したものであり、粗脂肪含量がおおむね30%のものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。
	豚	—	—	—	—	—	—	—	—	
	牛	—	—	—	—	—	—	—	—	